

陳情第 3 号

「戦争立法」の制定を行わないよう求める意見書の提出に関する陳情

1 受理年月日 平成27年6月2日

2 陳情者 あきる野市二宮東2-3-36-101
立川平和委員会
代表者 小玉 博美

3 陳情の要旨

「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」の制定を行わないよう国に対して意見書を提出することを求めます。

4 陳情の理由

5月14日、安倍政権は、自衛隊をいつでもどこでも世界規模でアメリカの戦争に参加させることを可能にする「戦争立法」の閣議決定を強行し、26日の衆院本会議で審議入りしました。

安倍政権は訪米の際に米政府と議会に約束した「夏までの成立」をめざし、1本の新法案（いわゆる「国際平和支援法案」）と10本もの改定法案（いわゆる「平和安全法制整備法案」）を、特別委員会を設置し短時日のうちに強行しようとしていますが、国会審議の序盤から、「日本が殺し、殺される国になる」という戦争法案の危険な本質が浮き彫りになり、国民の懸念が深まっています。

アメリカに誓約し成立を急ぐことに端的に示されているように、この「戦争立法」の中身は、①「存立危機事態」の名のもとに、政府の判断一つで他国の戦争に武力行使をもって参戦する。その判断はときの政府に委ねられ、無限に拡大でき、アメリカの先制攻撃の侵略戦争にも参加する道が開かれる。②「我が国の平和と安全」「国際の平和と安全」の名目で、イラク戦争やアフガニスタン戦争のようなアメリカ主導の戦争を、「戦闘地域」まで行って支援できるようにする。それは自衛隊員を「殺し殺される」戦場に投入する道である。③国連が統括しないNATO等が主導する治安作戦にも参加できるようにし、住民に銃を向ける「治安維持活動」もできるようにする。④「平時」から世界規模で共同行動する米軍空母などを自衛隊が守れるようにするなど、「平時」の武器使用の範囲を拡大し、戦争へとエスカレートする危険を高める・・・など、徹頭徹尾、アメリカの戦争に日本が参加する仕組みを様々な形でつくるものになっています。まさに、戦後最大の憲法9条破壊の立法策動であると言わざるを得ません。

今、どんな世論調査でも、集団的自衛権行使に反対し、今国会での「戦争立法」強行に反対する声が多数を占めています。5月2日の朝日新聞の世論調査では、「外国軍に対する後方支援の拡大で日本が戦争に巻き込まれる不安を」「感じる」は88%にのぼっています。そして、「自衛隊が海外で活動してよいと思うこと」（複数回

答) で、「アメリカ軍と一緒に前線でたたかう」はわずか4%、「アメリカ軍に武器や燃料などを補給する」は15%に過ぎませんでした。

1992年(平成4年)に「・・・戦争の惨禍を再び繰り返させないことを誓い、憲法を擁護し、市民が安心して暮らせる平和都市であることを宣言する」との平和都市宣言を行った自治体の議会として、「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の制定を行わないよう国に対して意見書を提出することを求めます。